

## 1 あさぎり町免田総合体育センターグラウンド

(1) 体育活動を目的として利用する場合は、無料とする。

(町外者が利用する場合は、午前・午後・夜間毎に 1,030 円を徴収する。)

(2) 体育活動以外を目的として利用する場合(1 日につき)

ア 営利事業に利用しない場合 5,400 円

イ 営利事業に利用する場合

入場料を徴収しない場合 21,600 円

入場料を徴収する場合

入場料

100 円以下 37,800 円

100 円以上 500 円未満 43,200 円

500 円以上 64,800 円

### 備考

- 1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- 2 1 日未満は、1 日とみなす。
- 3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。
- 4 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。
- 5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。

### 夜間照明施設使用料

| 施設名    | 使用料             | 備考                |
|--------|-----------------|-------------------|
| 夜間照明施設 | 1 時間当たり 1,230 円 | 1 時間未満は、1 時間とみなす。 |

### 附属設備使用料

| 器具名  | 使用料             | 備考                   |
|------|-----------------|----------------------|
| 拡声装置 | 1,080 円(1 回につき) | 1 1 日未満は、1 日とみなす。    |
| テント  | 220 円(1 張につき)   | 2 施設外持出しは、原則としてできない。 |